

築上町告示第79号

令和2年第2回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年5月20日

築上町長 新川 久三

1 期 日 令和2年6月4日

2 場 所 築上町役場議事堂

○開会日に応招した議員

吉原 秀樹君	江本 守君
池永 巖君	鞆野 希昭君
工藤 久司君	北代 恵君
宗 晶子君	丸山 年弘君
信田 博見君	田原 宗憲君
塩田 文男君	武道 修司君
池亀 豊君	田村 兼光君

○6月8日に応招した議員

○6月10日に応招した議員

○6月11日に応招した議員

○6月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第2回 築上町議会定例会会議録（第1日）

令和2年6月4日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和2年6月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
- 日程第4 議案第41号 専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第3号）について）
- 日程第5 議案第42号 専決処分について（令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第6 議案第43号 専決処分について（築上町敬老祝金の特例に関する条例の制定について）
- 日程第7 議案第44号 専決処分について（築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第8 議案第45号 専決処分について（築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第9 議案第46号 令和2年度築上町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第47号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第48号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第49号 築上町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第50号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第51号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第52号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第53号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第17 議案第54号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第55号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第56号 築上町国営農地再編パイロット事業（椎田地区）に係る負担金徴収条例を廃止する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
- 日程第4 議案第41号 専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第3号）について）
- 日程第5 議案第42号 専決処分について（令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第6 議案第43号 専決処分について（築上町敬老祝金の特例に関する条例の制定について）
- 日程第7 議案第44号 専決処分について（築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第8 議案第45号 専決処分について（築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第9 議案第46号 令和2年度築上町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第47号 令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第48号 令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第49号 築上町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第50号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第51号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第52号 築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第16 議案第53号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第54号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第55号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第56号 築上町国営農地再編パイロット事業（椎田地区）に係る負担金徴収条例を廃止する条例の制定について

出席議員（14名）

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	教育長	久保ひろみ君
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	桑野 智君	人権課長	神崎 博子君
税務課長	今富 義昭君	住民課長	吉川 千保君
福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	鍛冶 孝広君

建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	総合管理課長	……………	石井 紫君
環境課長	……………	武道 博君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	監査事務局長	……………	横内 秀樹君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ちょっと開会前ですが、先日、築上町で初めての新型コロナウイルス感染者が発生をしました。それで、かかされた患者の方に対しまして、心より1日も早い回復を願うばかりであります。

それと、本日ビデオの撮影をするようにしています。実は先日の議会運営委員会において、議会の傍聴を、今、自粛というか、御遠慮していただきたいということで言っています。それで、もしネット等に配信ができればということで、実際ネット、ホームページ等で配信できるかどうかはちょっと分かりませんが、元のデータがないと何もできないので、本日からビデオの撮影を試みたいと思います。

新しい庁舎になった場合は、インターネット中継というか新しいシステムが入りますので、それを踏まえて今回からその練習というか、そういうのも踏まえてビデオ撮影を本日から始めたいというふうに思っていますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和2年第2回築上町議会定例会を開会いたします。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。第2回定例会を招集いたしましたところ、全議員の御参集を賜り大変ありがとうございます。

先ほど、議長から報告がございましたが、29日の夜、県のほうから当町のほうに築上町でコロナ感染症のPCR検査をしたら陽性の方が1名出ましたという報告がございました。

そして、あとそれ以外の詳細はあまり分かっていないんですけれども、北九州市内に勤務するいわゆる医療従事者ということで、感染は行橋市の医療従事者と濃厚接触があるので検査をしたら陽性だったと、しかし本人は全く症状が出ていませんと、発熱、咳とか、そういうのは全く出ていないということでございますが、現在、一応ホテルのほうに避難をしていると、こういう連絡が県のほうからあっております。あと一切それ以外のことはまだ報告があっておりません。以上でございます。

それから、特別給付金の関係でございますけれども、6月3日現在まで、一応、申請があったのが5,918件、約60%の申請が現在あっておるところでございます。

そして、この郵送の申請は25日で全世帯に郵送しましたが、オンラインは先立って5月18日からオンラインの受付というふうなことで、一応オンライン受付は約100件を超える受付がっております。

そして、支給したのが6月1日が58件、1,410万円を第1回目の支給の振り込みをしております。それから第2回目が今日、1,000万円、56件を振り込む予定でございます。

そして、あと郵送の分につきましては、第1回目が6月8日に979件分、額にして2億1,700万円を振り込む予定にしておるところでございます。そして、あと第2回目が6月11日、1,516件、3億3,510万円を振り込むようにしておるところです。

この計が、全体的に率といたしますと、11日までに振り込まれるのが約3割の、一応、振り込みを終えると、今まできている分についてはこの段取りでいっておると、あと逐時、振り込み期日を銀行と相談しながらやっていくという形で、若干、この後、四、五日置くべき形になろうかと思えますけれども、そういう形で振り込みをしまいるということでございます。

そういうことで、あと本議会の議案は専決処分の報告、それから補正予算、それから条例ということで、コロナ関係の予算、それから条例ということも多々ありますので、よろしく御審議をいただきながら御採択をお願い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

○議長（**武道 修司君**） これで、行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（**武道 修司君**） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、田原宗憲議員、11番、塩田文男議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（**武道 修司君**） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。塩田委員長。

○議会運営委員長（**塩田 文男君**） 令和2年第2回定例会の議会運営委員会の報告を行います。

6月1日、議会運営委員会を開催し、お手元の配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

6月4日、本日は本会議の議案の上程、なお、議案第41から第45号の専決処分の案件については、本日即決することとして協議しました。

6月5日は、考案日とします。

6月6日、7日は、休会とします。

6月8日、本会議で議案に対する質疑と委員会付託とします。

6月9日は、考案日とします。

6月10日、11日は、本会議で一般質問とします。

6月12日金曜日は、一般質問予備日です。

6月13日、14日は、休会とします。

6月15日は、厚生文教常任委員会とします。

6月16日は、総務産業建設常任委員会とします。

6月17日は、委員会予備日とします。

6月18日は、本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

なお、厚生文教常任委員会、総務産業建設常任は、新型コロナウイルス感染拡大の防止による密集を避けるため、築城支所の第4会議、第5会議で行います。

一般質問については、8名の通告があり、10日に4名、11日に4名といたします。

また、所管外の議案質疑要望の締め切りについては、6月10日正午までといたします。

以上、会期は、本日から18日までの15日間とすることが適当だと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月18日までの15日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月18日までの15日間に決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（**武道 修司君**） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第41号ほか15件です。ほかに例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第41号専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第3号）について）から、日程第8、議案第45号専決処分について（築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）までを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し本日即決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号から議案第45号までは、委員会付託を省略し本日即決することに決定をいたしました。

日程第4. 議案第41号

○議長（武道 修司君） 日程第4、**議案第41号**専決処分について（令和2年度築上町一般会計補正予算（第3号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第41号専決処分について令和2年度築上町一般会計補正予算（第3号）について。

令和2年5月20日付で専決処分したので、報告し承認を求める。

令和2年6月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第41号は、専決処分について令和2年度築上町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額156億2,051万9,000円に、歳入歳出それぞれ2億1,536万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を158億3,588万1,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、いずれも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として行う生活商品券事業費2億50万円、妊婦臨時特別給付金に係る経費として母子衛生費857万2,000円、災害対策費392万4,000円、児童福祉総務費138万7,000円、図書館費97万9,000円の補正でございます。

歳入は、国のほうから新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,866万1,000円を交付していただくように通知があつておるところでございます。

それから、財政調整等積立基金繰入金に9,670万1,000円繰入れることといたしておるところでございます。

そして、あと新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当により、財源振り替えもこの予算の中で行つておるところでございます。

コロナ感染症対策を一刻も早く対応するというので、急を要し議会を招集できなかったの、地方自治法第179条第1項の規定により、5月20日付で専決処分といたしました。

よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（6番 北代 恵君） 議案第41号の7ページ、商工費の生活支援商品券事業費について質問させていただきます。

この生活支援商品券の印刷製本費が616万円ほど上がっておりますが、この印刷製本費の印刷はどのように業者を選定され、どのように進められて、また、いつ完成する予定なのか教えてください。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

御質問の商品券の印刷業務の関係でございますが、これにつきましては1日でも早く町民の皆様のお手元にお届けできるよう、スピード感を持って事務を行うよう町長から御指示をいただいているところでございます。そういうことで、予算の専決処分後、速やかに見積り依頼をさせていただいたところでございます。

具体的には、町内の業者を含め8社に6月19日を納期限とした見積り依頼を行ったところ、最低価格の見積り業者と契約を締結しているところでございます。一応、商品券の納期については6月19日ということで契約をしております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかに。工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 議案第41号は私の所管なのですが、今の北代議員の商品券の件と、あともう1点ありますのでちょっと質問させていただきます。

まず、商品券に至った経緯というのを教えていただきたい。商品券にするということは時間もかかるし、それに係る製本代または封筒代とか諸々かかってくるわけですね。本来であれば、スピード感を持ってやるのであれば、現金を1万円給付するという選択もあったと思うが、どうして商品券になったのかの過程と、先ほど産業課長から答弁がありましたが、19日に納品ということは、それからいろいろ手作業で商品券を配っていくとなると相当な時間がかかると思うんです。

どういうスピード感を持ってやるのか分かりませんが、その辺りの工程、大体いつぐらいをめどに全戸配付していくのか、どういう思いで事業を進めていくのかをお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 商品券に至った骨子については、広報にも書かさせていただいておりますが、あえて商品券にしたということは、やはり商工会のほうからも商工業者のいわゆる収入減ということを非常に心配されておるので、何とか手立てをしてほしいということでございましたけれども、減収に対しては県と国の対応をしている、いわゆる減収分でぜひお願いしたいと、あとは振興策という形で商品券をし、そして、またこれが現金支給であれば他の市町村へ流れると

いう形になれば、極力、町内で全部使ってもらおうという形になれば、商品券のほうが町内の商工業の振興になるだろうという観点から、一応ちょっと時間はかかりますけど、それはそれで商工業の振興を兼ねた形で、それとやはり住民の気苦労という形で、このコロナ対策で出費も多大になっておるところもあろうし、その2面性から商品券にしたという形でございます。

以上です。あと詳しくは担当課長のほうから。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

御質問の商品券の今後の発送までの日程でございますが、一応、6月19日を商品券の印刷の納期としてございます。

そこで、印刷が終わった商品券を納入されるわけでございますが、その後、速やかに封入作業、それから発送チェック作業等々を行いまして、今のところ6月中の発送を目指しているという形で作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 町長の説明は分かりました。商工業者と町民のことなんですが、これをもっと早い段階で決断をしておったら、僕が受け取る感想は、何か急に商品券を配ってやろうという町長の政策だったような気がするんですね。もう少しコロナが3月に流行したりとか、緊急事態宣言が出た時点でこういうものを考えておけば、一緒にできたか分かりませんが給付金と一緒に発送するとかいうふうな形であると、事務作業とかそういう諸々の経費というのも削減できたのではないかなという気がします。

それは、やはり皆さんに還元することがこの給付金の意味ではないかなと思っておりますので、今後の第2弾、もしまた第2次補正があるとか国のほうも言っていますので、今から何かできることがないかということは、しっかり議論をして次の手を考えていただきたいなと思います。

それと、済みません忘れていました、もう1点、所管なんですけど、7ページの消防費の備品300万円の内訳というか、何を買うのか。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

9款1項、2目の17節の備品購入費でございますけれども、サーモグラフィのカメラとモニターを2台ずつ購入する予定にしております。

6月1日から公共施設のほうを開けるということでございましたので、大きなイベント等がある場合には、そのカメラなどを通じて来場者の方の体温等を測るということで、一応2台分を計上させていただいております。

以上です。

○議長（武道 修司君） よろしいですか。ほかに。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） まず、冒頭に町長が御説明してくださったんですけれども、専決処分にしたということで、やっぱり専決処分というものはできる場合が限られていまして、議会が成立しないとき、そして議会を招集する時間的余裕がないとき、あとは議会が議決すべき事件を議決しないときとあります。

これは確かに町長が冒頭におっしゃったように、一刻も早く町民の皆さんに届けたいというお気持ちは分かるんですけれども、なぜ6月議会が待てなかったのか、私も議案が上がったときには6月議会後でもよかったんじゃないかと思いましたが、6月1日に広報ちくじょうを見まして、こういうふうに町民の皆様へ早くお伝えしていることに関して、やっぱり一刻も早くお伝えすることで町が皆様方を守っているよということをアピールしたくて、このように議会を招集する間がないというふうに専決をしたのかということを確認させてください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 臨時議会をしたばかりであって、もう本当に時間がなかったという形でございますし、定例会に出せば、まだ段取りも全然できないで予算が通ってからの段取りという形になったら、全部の住民の手元に商品券が届くのがもう7月いっぱいぐらいかかる予定になります。それでやっぱり一刻も早くということと、議会を開くいとまがなかったということで専決処分に踏み切らせていただいたところでございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） ありがとうございます。お気持ちはよく分かりました。ただ残りの議案はまた後になるんですけれども、これまで専決処分にする必要があったのかなということもちょっと疑問に感じますので、町長この後、多分、議案の説明をしてくださいますので、やはり急ぐ理由ということをもうちょっと明確に御説明をこの後の議案もお願いいたします。

今回、専決なので委員会付託がありません。一応、各課から予算について一言ずつ説明をお願いしたいんですが議長よろしいでしょうか。各担当課からこの予算について内容を簡単に御説明をお願いしたんですが。

○議長（武道 修司君） 全部ですか。

○議員（7番 宗 晶子君） では聞いていきます。

○議長（武道 修司君） どうぞ。

○議員（7番 宗 晶子君） では、最初の4款1項3目18節の母子衛生費ですね、こちらについては、要綱の中ではコロナの感染予防と育児不安となっておりますが、広報のほうとか議事録とかを見せていただきましたら、10万円の給付金を新生児がもらえないからこういうふうにしようかと書いてあります。要綱とはやはりちょっと内容が食い違うのはどうなのかなと思うの

で、その辺の説明をお願いしたいのが1点。

災害対策費とか商品券についてですね、生活支援事業費については議事録をちょっと要求したんですけれども、全く議事録のほうが生児特別給付金のほうしかなかったので、どのような議論を経てこれにすることにしたのかという、この2点はお答えいただきたいと思います。

図書館のほうはいいです。何となく分かります。お願いいたします。

○議長（武道 修司君） その2点でいいですか。

○議員（7番 宗 晶子君） はい。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

災害対策費の関係なんですけれども、この分が国のほうから地方創生の臨時交付金の内示額が財政のほうにきております。それで取りまとめの担当課が企画のほうになりまして、企画課のほうから各課のほうに計画書といいますか、この交付金を使った計画書の提示を求められました。

その関係で、総務のほうにつきましては、先日の5月12日の臨時議会に計上いたしました予算分に一部充当させていただくということと、今回計上いたしました消耗品につきましては非接触型の体温計120個でございます。

この分は吉富町さんを通じまして、定住自立圏構想の市町村の中で吉富町さんが取りまとめて一括で購入するということが要望額調べがございましたので120個ということと要望額を出しておりました。それで120個を購入できるよということをお願いいたしましたので、その分の予算の計上をしております。

また、備品につきましては、先ほど工藤議員さんからの御質問があったとおりでございます。

総務課所管分については以上です。

○議長（武道 修司君） 吉川住民課長。

○住民課長（吉川 千保君） 住民課、吉川でございます。

築上町妊婦臨時特別給付金につきましてお答えいたします。

まず、御指摘の要綱には新生児のことがうたっていないのではないかとこのところだと思えますが、それにつきましては、当初、庁舎内で話したときには、新生児、4月27日の基準日以降に産まれた赤ちゃんについてはもらうことができないので、町でそこをカバーしようという案が一つありました。

ただ、実際に新生児に給付となると、保護者の方、お父さんもしくはお母さんになるかと思うんですけれども、今回、現場サイドでは妊婦さんが大変苦勞されているというところがございましたので、メインに要綱としては妊婦さんへの支給ということでうたわせていただきました。

併せて済みません、広報のほうでは基準日以降に産まれた赤ちゃんにつきましてもできる限り

の支援を行おうということでさせていただきました。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

御質問の商品券の配付に至った経緯でございますが、先ほど総務課長も答弁をされましたが、地方創生臨時交付金の使途について、企画振興課が担当になっているんですが、その使途についての会議の中で商品券の支給ということで決定をされたということでございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） その会議でどういう議論があつて、これに決まったのかというのを聞きたいんですよ。ちょっと3回目なので詳しくお願いいたします。

もう1点、体温計120個ということで、総務課長、どういうふうに配る予定なんですか。なぜ120個というふうに決めたのか教えてください。非接触型の体温計ですね。あと、サーモグラフィですね、2台というのもどこに設置するのかを教えてくださいと思います。

企画振興課長が手を挙げていただいていたので、この後、御答弁いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（武道 修司君） 桑野企画振興課長。

○企画振興課長（桑野 智君） 企画振興課、桑野です。

企画振興課のほうで臨時交付金の取りまとめをさせていただきました。職員のほうに周知して事業提案をしていただきました。そして、提案された案について、町長、あと財政課、企画振興課、産業課、住民課、福祉課等と打ち合わせをしながら交付金の実施施策のほうを決めていきました。

その中で意見があったのが、商品券全戸配付ということで提案が打ち合わせの中でありましたので、その中で議論をして今回の五つの事業を決めていったということです。

その会議の中では、選定に当たっては先ほど町長が言ったように、今回の状況はリーマンショックを超える経済的打撃を受けていることから、全町民を対象に事業をしたほうがよいだろうということで、現金よりも商品券で個別配付をしたほうが良いということで、町内消費で地元経済に貢献できるということで決定しております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

体温計については、今日ちょっと個数的な資料は持ってきていないんですけども、基本的な120の積算根拠なんですけれども、まず学校教育課のほうで町内の小中学校で必要ではなから

うかということで、まず各課のほうに要望といいますか取りまとめを行いました。小中学校、保育園、各公共施設等で不特定多数の方が来場するような公共施設の所管課のほうから数個ずつ募集がございましたので、その分を取りまとめました。それプラス総務課のほうで、今後、出水期になりましたら避難所等を開設いたしますので、避難所の戸数分、1カ所当たり2個と、自治会のほうで自主避難所等を開設していただくように毎年お願いをしておりますので、その分プラスと予備ということで120という個数を計上して、吉富町の定住圏のほうでお願いをいたしたところでございます。

また、カメラにつきましては、どこに設置をするというのは今のところは決めておりません。先ほども申しましたけども、大きなイベント等がございますときに、そちらの所管課のほうに貸出しをいたしまして、来場者の方の体温等をチェックしていただきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） よろしいですかね。ほかに。田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 7ページの7款1項6目12節の委託料の商品券1億8,900万円、この商品券についてどういうものに使えるのかを、業種とどれぐらいの店で使えるのかというのをちょっと教えてもらえないですか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

商品券の使えるところといいますか、取扱い店でございますが、今現在、商品券の取扱い店の募集を行っているところでございます。

基本的には、例年、商工会がプレミアム付き商品券を発行しておりまして、その取扱い店については今回の生活支援商品券の取扱いもお願いしようということで、今、商工会のほうから依頼をかけていただいております。

最終的には、恐らく230店舗ぐらいになるのではないかとこのところでは思っているところでございます。

それから、使えるものについては、もうほぼ商品券として使えるわけですが、取扱いできないものを限定しております。例えば、出資や債務の支払いとか、それから有価証券、ビール券、図書券等の換金性の高いものの購入、それからたばこの購入、それから事業活動に伴って使用する原材料費とか仕入れ商品等の購入費など、基本的には一般的に通常の生活をして消費をする分については、大体、商品券が使えるような形になっております。

利用できないものにつきましては、またホームページ等で掲載をしておりますし、商品券の裏面にも、こういうものには使えませんということで印刷をしようというふうに考えておるところ

でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） この商品券は、町内の消費とかという感じで商工業者を助けるために、現金ではなくてコロナ対策のために商品券を発行するというふうには自分はとっているんだけど、先日、町民の方から相談があって、全部の方が町内で食費とか使っているわけではないと、だから、今回はコロナ対策のための目線で町民サイドから見て、例えば、自分がよく言う移動販売とか山のほうに行っている方とかおるんですが、その方は田舎のほうで移動販売に町外から来る車とかあるんですね、あくまでも町内の方を優先にしているではないですか、そこを町民サイドからの目線、本当に商品券をもらっても使う価値があるかないかは、その町民の方しか分からないからね。実際に、商品券をもらえるけど何に使っていいか分からないという方もおるんですね。

だから、もう少し本当にコロナのために地元の商工業者のためにするというのも分かります。それは毎年しているプレミアム商品券とか、そういうときの考え方であって、今回はコロナのためにしているから、だから本当に町民サイドから、例えば分かりやすく言ったら光熱費とか家賃が払えないとか、通勤に使う、油は使えるかどうかは分からないんですが、今の町のほうの考えとしては商工会に属していないと使えませんよという、そっちサイドの目線だと思うんですね。もう少し町民サイドからの目線をちょっと考えたほうがいいのではないかなと思うんですが、どうですか。

○議長（武道 修司君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。

議員が御指摘をされることについては理解できる部分もあるんですが、基本的には商品券の取扱いについては換金業務をしなくてはいけないので、その商店が取扱ってもいいよという意思が、まず必要になってくるということもございます。

それから、基本的には取扱い店舗については、築上町内に店舗、事業所を有する事業者ということで、今のところはちょっと限定をさせていただいているということもございまして、そういう形で取扱いの店舗についてはやっていきたいというふうに思っているということでございます。

○議長（武道 修司君） 田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 長くは言いませんが、商品券の使い道が本当に町民の方に1万円の商品券が渡って有効に使えるのならいいけど、使えないのであれば現金の支給でもよかったですと思うんですよ。

だから、そこを本当に町民目線でやっぱり考えていただきたいなと思います。これでいいです

よ。質問を終わります。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） ちょっとあまりもう言いたくなかったんですが、どうも納得いかないの、先ほど宗さんが質問したところで体温計とサーモグラフィ等の話が出たんですが、あまりにも体温計を購入してその使い道がよく見えないんですよ。

各学校、自治会に配って、予備に何個とか言っていたけど、それを配って、朝登校してくる子供たちの熱を測るために、今、買ったんですと、サーモグラフィに限っては今のところ使い道は考えていませんと、趣味で買っているわけではなんですよ、今コロナで大変なときに取り急ぎ支所と本庁に置きますと、会館がオープンしたらサーモグラフィをどこへも移動させますとか、そういう計画がなくて聞けば聞くほどいら立ちがくるんですが、それがいいのかないのか分からないですよ、簡単に説明だけして、購入の説明をして、学校に置くとか、あるならあるでいいんですが、もしなければ今議会中でもちゃんと使い道、計画を立てるべきと僕は思うんですよ。そのサーモグラフィを2台買って、それを今のところどこに置くかは考えていませんとか、そういう話ではないと思うんですよ。

何かこう思うんですけどね、町が先日、次亜塩素酸水を購入しましたよね、チアフルつきに置いて、各施設に配ってこれはこれで活躍していると思うんです。その次に若手が1台チアフルと同じ機械を持ってきて、課長に町民の方に配ってくれて言って設置しましたよね。それはそれで活躍している。結果、計画があるわけですから一つ一つ、町が買ったので、窓口で誰かアルコールなり次亜塩素酸水なりを置いて、お客さんが来た後、使ったボールペンとかテーブルを拭いている姿とか1回も見ないんです。これは何回も言っているんですけどね。

今、農協の銀行のATMでも1時間に1回、窓からドアから機械から全部拭いていますよ。うちは掃除されている従業員の方もおりますけど、そういう指示をもらっているのか、何も言いません。

買った物があって、それを全然利用していない。やっているというならやっているでいいですけど、やっていなかったら今議会でもいろいろ計画を上げていただきたい。今必要なんですか。体温計20個は予備で置いておきますとか、それも予備は必要かもしれないけど、使い道がない物、先が見えない。これはもう予算で買ったんですから、これを否定するわけじゃないですが、使い道がない計画で買って、答弁できないのなら、それはもう何を考えているのかなと。

コロナ会議をやっていると思うんですよ、皆さんで。これを買うなら買うで、ではどういうふうに使おうと、今がコロナですよ、まさに。それをちゃんと説明ができるように、説明ができればいいんですよ、できないということは計画をしていないということだから、この辺についての材料は必要な物ばかりと思っているんですよ。でも使用しないで保管しとくというぐらいならや

ってはいけないことですよ。だから、ちゃんと今議会でも使い道を説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 総務課、元島でございます。

体温計につきましては、先ほど宗議員さんのほうからの御質問がありまして御答弁いたしましたけれども、定住圏自立構想のほうで一括購入をするということで問い合わせがございました。各課のほうで施設を持っているところに体温計が必要かどうかという問い合わせをして、何個欲しいというような要望をいただきました。

例えば、学校であれば学校教育課のほうが各小中学校のほうに配付いたしまして、登校した生徒等の体温を測って体調管理をしたりとか、保育園等につきましては保育園で登園された園児さんについて体温計を使って体温を測るようなことで使用する、目的を持って総務課のほうに何個欲しいというふうに個数を言ってきたのだと思います。

一つ一つの施設につきましても、来館者につきまして熱のある方がいらっしゃったら来館を御遠慮いただく等の判断基準として体温計を使うということで、総務課のほうに個数を要望してきたのではなかろうかなと思っております。

それと、予備につきましては、先ほども申し上げましたけれども、災害発生時に避難所を何戸開けるのか、10開けるのか20開けるのかというのがまだ分かりませんので、大体の総務課のほうの町の施設を開設する戸数分プラス、あと自治会のほうに災害警戒本部等を立ち上げましたときに自主避難所の連絡を各自治会長さんのほうにお願いをしております。66自治会ございませぬけれども、66全てが自治会の公民館のほうで避難所を開設するわけではございませんので、もし66自治会が開設した場合も考えまして、そういう数を勘案して120という数字で、それと一部、当初2個でいいよと言っていたのが、3個、4個というふうに必要になる施設等がございませぬので、予備分として全て合わせて総務課のほうで120を定住圏自立構想のほうの、今回、事務を執り行っていただきました吉富町さんのほうにしたところでございませぬ。

また、サーモカメラにつきましては、初めは2個購入して、支庁と本庁の玄関のほうに置こうかなというふうに考えておりました。ただし、そうなると、本庁の今、入り口が裏口横、真ん前の玄関、支庁につきましても2カ所等ございませぬので、その部分のやつを1カ所全部締め切って、1カ所から出入り口をするというような民間のビル等がそういうふうやられているところもございませぬけれども、そういうところも、ちょっと大変なんじゃなかろうかなということで、どこに置くかというのは、確かに決めておりませぬけれども、多くの方が、今後集まるイベント等がございませぬときに、有効利用していただきたいなと思ひまして、購入予定をするわけございませぬ。

す。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 課長ね、さっき答えたとおりのことを言ってもらっても、だけん何なんという感じなんですよ。計画性を持ったものにやろうと。120個の数の内訳とか聞いているわけやないです。委員会でも話すんで、あんまり言うたら言いわけするとか、なんか全然答えが返ってきてないんで、そんなん言うても、ただ使いみちを決めましょうということですよ。

自治会とかに配るのもいいです。それを文句言うわけじゃないんです。質問されて、買った限りには、こういう利用のためにしましたと。今、築城支所にと言った、必要だったら、じゃあ3台必要やったということじゃないですか。無計画で見ないと言った。3台買えばよかった話じゃないですか。そうだったので、私に言うんじゃないで、計画をちゃんとしましょうと。じっと箱から出さんような状態にはしないようにしましょうということをお願いしたかったんです。

○議長（武道 修司君） 回答はいいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） なければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで討論を終わります。

これより、議案第41号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第41号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は承認することに決定をいたしました。

日程第5. 議案第42号

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第42号専決処分について（令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） **議案第42号**専決処分について令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、令和2年5月20日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和2年6月4日提出。築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第42号は、これも専決処分でございますが、本案は、令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の専決でございます。

既定の歳入歳出予算の総額が21億5,983万2,000円に、歳入歳出それぞれ212万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を21億6,195万7,000円と定めるものでございます。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした一定の要件を満たした被用者に対する傷病手当金212万5,000円を計上させていただいております。歳入予算は、国民健康保険特別調整交付金を充てるようにいたしておるところでございます。これは、傷病したときの準備でございます。よろしく御審議をいただきながら、御採択をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第42号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第42号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は承認することに決定いたしました。

日程第6. 議案第43号

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第43号専決処分について（築上町敬老祝金の特例に関する条例の制定について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） **議案第43号**専決処分について築上町敬老祝金の特例に関する条例

の制定について、令和2年5月20日付で専決処分したので、報告し承認を求める。令和2年6月4日提出。築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第43号、これも専決処分でございます。

築上町敬老祝金の特例に関する条例を専決処分いたしました。本来なら、この敬老祝金は、9月30日に一応、支給を毎年やっておるわけでございますけれども、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応ということで、前倒しで、一応支給しようということ。高齢者からの要望もありまして、そういうことで、踏み切ったところでございます。

なお、この特例条例の中で今までは8月1日が基準日でございますけれども、6月1日を基準日にするというふうなことで、一応、この条例、特例でさせていただいているところでございます。

以上でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありません。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第43号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第43号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は承認することに決定いたしました。

日程第7. 議案第44号

○議長（武道 修司君） 日程第7、議案第44号専決処分について（築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第44号専決処分について築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、令和2年5月20日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年6月4日提出。築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第44号は、議案第42号に関連する条例でございます。先ほど、予算の承認をいただきましたので、一応、この条例を改正する必要がございますので、提案をさせていただきます。よろしく御審議の上、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） これより質疑を行います。質疑のある方。池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） この条例の傷病手当の被用者ですが、5月14日の厚生労働委員会で、白色申告の専従者も、国の財政支援の対象であり、被用者とは、青色、白色の申告形態を問わず、全ての家族従業者が対象となるという答弁がありました。築上町もそういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 吉川住民課長。

○住民課長（**吉川 千保君**） 住民課、吉川でございます。

制度の概要で、対象者といたしましては、今、議員が言われた青色申告とか白色申告とかいう部分は触れておりません。築上町国民健康保険の被保険者、加入者で、給与等の支給を受けている方ということであっております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 池亀議員。

○議員（**13番 池亀 豊君**） これは質問じゃありませんけど、国会でも、そういう答弁を得ていますので、ぜひ、今の給料を得ている中に、青色、白色を問わず、収入を得ている被用者に入ると言っているわけですから、ぜひ、町もそういう方向でいていただきたいという意見を述べさせていただきます。答弁は要りません。

○議長（**武道 修司君**） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第44号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第44号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は承認することに決定をいたしました。

日程第8. 議案第45号

○議長（武道 修司君） 日程第8、議案第45号専決処分について（築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第45号専決処分について築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、令和2年5月20日付で専決処分したので報告し、承認を求める。令和2年6月4日提出。築上町長新川久三。

○町長（新川 久三君） 議案第45号は、これも専決処分でございますが、これは、築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきました。本条例は、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が改正されました。この改正に伴い、本町の条例も改正するものでございます。

なお一応、先ほど、前議案と同一の傷病手当に関する手続に係る申請書の提出の受理に関するものでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ありませんね。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第45号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第45号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は承認することに決定をいたしました。

日程第9. 議案第46号

日程第10. 議案第47号

日程第11. 議案第48号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第9、議案第46号令和2年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第11、議案第48号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第48号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第46号令和2年度築上町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度築上町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

議案第47号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第48号令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。令和2年6月4日。築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第46号は、令和2年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額を158億3,588万1,000円に、7億6,734万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を166億322万2,000円と定めるものでございます。

予算の主なものは、八津田小学校の新校舎建設にかかわる学校建設費、それから、プレミアム商品券に係る発行費、それから、液肥濃縮施設建設に係る経費を含む農業振興費等、それからあと、国民健康保険、後期高齢者医療保険の、被保険者を対象としたはり・きゅう・マッサージ等、施設利用時の施術費用の助成の増額経費、社会福祉費として、これを105万円ほど計上しております。

歳入の主なものは、特定防衛施設周辺整備調整交付金、それから、学校施設環境改善交付金、過疎対策事業債、財政調整等積立基金等の繰り入れということで、一応財源を賄ったところでございます。

その他、人事異動に伴う人件費の補正、繰越明許費は1件ですね。後は、債務負担行為の追加といたしまして、八津田小学校のを2カ年で行うということで、債務負担行為をいかさせていた
だいております。

あと、地方債の変更を1件計上しております。

一応、繰越明許費は日奈古線橋梁の工事を一応繰り越したということでございます。

以上が議案第46号でございます。

それから次に、議案第47号令和2年度築上町奨学金貸付事業特別会計補正予算（第1号）で
ございます。

これは、一応、特別職非常勤職員の条例で、委員が一応公務員じゃないという条例改正をさせ
ていただいております。そこで、報酬から報償に予算組みかえを行うようにしたところでござい
ます。

それから、議案第48号は、令和2年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で
ございます。

本補正の予算案は、既定の歳入歳出予算の総額が21億6,195万7,000円に28万
9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を21億6,224万6,000円とする
ものでございます。

こちらの主なものは、人件費の異動に伴うもの、それから、はり・きゅう助成金の増額に伴う
ものでございます。一般会計からの繰入金等々、これを財源としておるところでございます。よ
ろしく御審議の上、御採択をお願いいたします。

日程第12. 議案第49号

日程第13. 議案第50号

日程第14. 議案第51号

日程第15. 議案第52号

日程第16. 議案第53号

日程第17. 議案第54号

日程第18. 議案第55号

日程第19. 議案第56号

○議長（武道 修司君） お諮りします。

日程第12、議案第49号築上町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定につい
てから、日程第19、議案第56号築上町国営農地再編パイロット事業（椎田地区）に係る負担
金徴収条例を廃止する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題とし

たいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第56号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第49号築上町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第50号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第51号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第52号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第53号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第54号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第55号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第56号築上町国営農地再編パイロット事業（椎田地区）に係る負担金徴収条例を廃止する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。令和2年6月4日。築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第49号は、築上町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございます。

本条例案は、地方自治法等の一部改正をする法律が施行されました。これに伴い、町長や職員、行政委員などの職務行為について、善意かつ重大な過失がない場合に、条例で賠償の限度額を定めて、損害賠償責任の一部を免責できることとされました。

この条例で、損害賠償の限度額というのが、町長が基準給与額ということで、一応、給与の6倍、それから、副町長、教育長、教育委員、選挙管理委員、監査委員、これは基準給与の4倍、公平委員、農業委員、固定資産評価委員、これが基準給与の2倍、職員は基準給与の1倍ということで、これには期末手当、管理職手当、超過勤務手当等々の手当も含まれておるといふ形にな

ります。

以上でございます。

それから次に、議案第50号築上町税条例等の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案も、地方税法等の一部改正する法律等の新型コロナウイルス感染症対策関連法令が施行されました。これに伴い、築上町税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主なものは、徴収猶予の特例、固定資産税の軽減措置、軽自動車税環境性能割の延長、寄附金控除及び住宅借入金等特別税額控除の特例を設けるための改正でございます。

以上です。

次に、議案第51号築上町重度障害者医療の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本条例案は、受給資格の認定に係る手続を簡素化し、手続を負担軽減するための条例ということで、この条例を改正するものでございます。

次に、議案第52号築上町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定ということで、これも、前議案同様、受給の軽減をするために、ひとり親家庭の医療費の支給に関するものを軽減するものでございます。

次に、議案第53号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、同基準の一部の改正が国のほうでされました。この施行に伴い、築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第54号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する省例が、これも施行されました。このために、本条例の運営に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

議案第55号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、放課後児童健全育成事業費の設備及び運営に関する基準の一部改正が、これも国のほう、厚生労働省から施行されました。このために、築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議案第56号築上町国営農地再編パイロット事業（椎田地区）に係る負担金徴収条例を廃止する条例の制定でございます。

本条例案は、椎田土地改良区が解散し、負担金を徴収する必要がなくなったため、廃止するものでございます。

以上、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出をしてください。

○議長（**武道 修司君**） これで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時12分**散会**
